

国際物流拠点産業の振興 ～国際物流拠点産業集積地域～



沖縄の物流環境

- 目覚ましい発展を遂げるアジアとの地理的近接性（飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、バンコクなどアジアの主要都市）
- アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- 那覇空港第二滑走路供用開始（R2.3）
- 那覇空港と那覇港の近接（車で約10分）



目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

国際物流拠点産業集積地域

① 所得控除制度（40%控除）

- 【条件】①特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 ②対象地域のH26.6.18以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 ③特区内で専ら特定事業を営むこと
 ④常時使用従業員が15人以上であること
 ⑤特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること

※県知事が対象法人を認定

② 投資税額控除（機械装置15%、工場用の建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超）

③ 特別償却（機械装置50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超） <①、②、③は選択制>

④ 保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、選択課税制度等）※事業認定を受けた法人が対象

⑤ そのほか事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

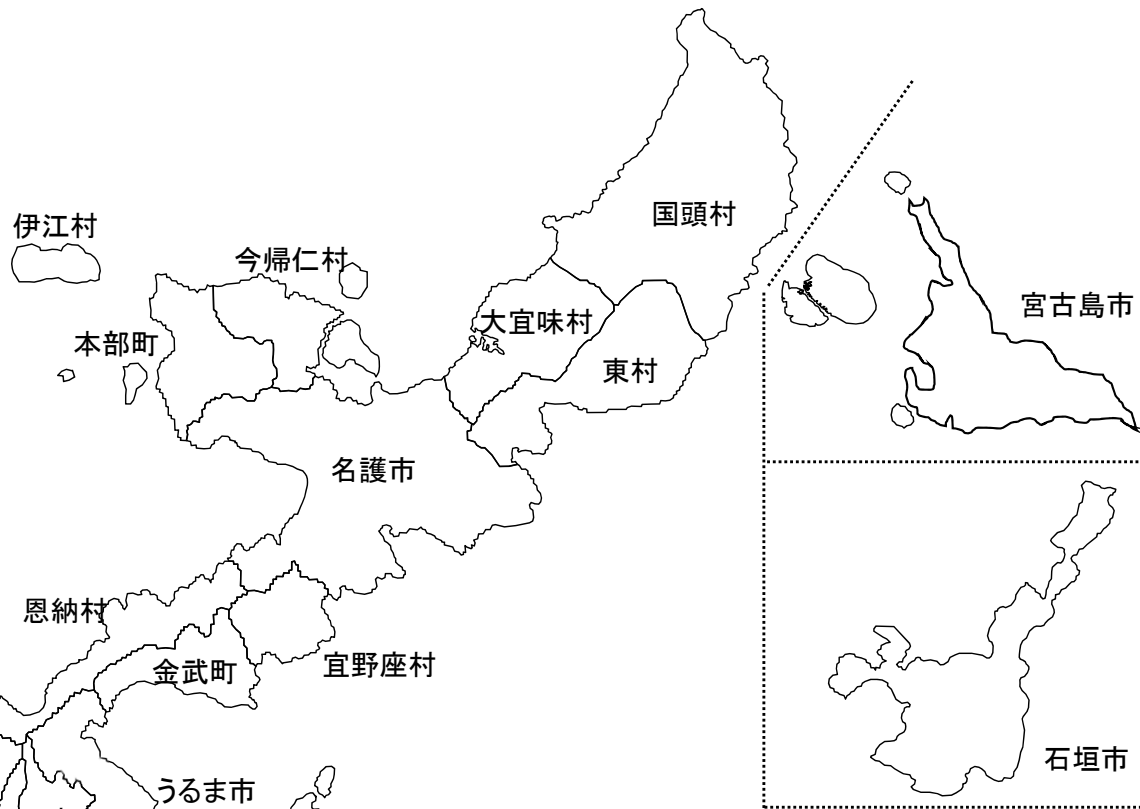
※対象事業

所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点事業

国際物流拠点産業集積地域の区域



対象地域	
旧 (~H26.6.17)	新 (H26.6.18~)
那覇地区	那覇市 } 宜野湾・浦添・豊見城・糸満地区
那覇空港地区	
那覇港地区	
—	
—	浦添市
—	豊見城市
—	宜野湾市
—	糸満市
中城湾港新港地区(旧特自貿)	うるま・沖縄地区



沖縄県知事が作成する「国際物流拠点産業集積計画」のなかで地域の区域が定められる(沖縄振興特別措置法第41条)。

(参考)

旧:那覇地区・那覇空港地区・那覇港地区



※旧3地区の区域(上図青枠内)は、新たに指定された那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区の区域に内包されている。

うるま・沖縄地区 ※下図の赤枠内



※上図の青枠・斜線部分は、旧・中城湾港新港地区(特自貿)の区域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区